



三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した
パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた事象について

不当処分・不当転勤の撤回を求める!!

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさん（2020年採用22歳）が勤務時間中、管理者からパワハラ・暴行を受ける事象が発生しました。

しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aさんが「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし傷害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」という理由で加害者となり処分と出向が発令されました。

JR東労組八王子地本はこの処分と出向を許さず、八王子支社に対し、不当処分・不当転勤の撤回を求め団体交渉を申し入れました。

※社員Aさんは、パワハラ・暴行を受けた際には社友会に所属してましたが、社友会では守ってもらえないと思い、東労組に加入しました。

※詳細については、「緑の風」768号を参照して下さい。

パワハラ・暴行の被害者である 社員Aさんが受けた処分

- 出勤停止20日間
- 所定昇給額の1/2カット
- 年末手当15%カット
- 出向

パワハラ・暴行を受けた
被害者なのに...
なぜ、処分が出るのか??



八地申2号「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

第3回交渉12月6日開催

パワハラ・暴行と事実を隠蔽する会社姿勢を許さず、八王子地本の仲間と共に
不当処分・不当転勤の撤回を求め、全組合員でたたかいをつくり出そう!